

障害児福祉

【福祉】障害児福祉手当

問 福祉課・支所住民福祉課 ☎027-382-1111

■対象者…

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方。

ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方や、社会福祉施設へ入所中の方は対象となりません。

特別児童扶養手当とあわせて受給することができます。

■手当の金額…

月額15,690円(金額は今後変更になることもあります。)

■支給月…

2・5・8・11月の年4回、3か月分をまとめて支払います。

■支給制限…次のいずれかに該当するときは支給が停止されます。

- ① 障害者本人及び扶養している方の前年の所得が一定限度額以上である場合
- ② 社会福祉施設へ入所している場合
- ③ 障害を支給事由とする公的年金等を受給している場合

申請後は、年1回現況届の提出が必要です。

届出の時期に福祉課から書類を郵送しますので、期日までに手続きをしてください。

手当受給後に社会福祉施設へ入所したり、満20歳になった時には届出が必要です。



『もねって本当?』子育ての疑問



Q お風呂上がりには湯冷ましを飲ませた方がいい?

A ミルクや母乳で水分補給はできます

湯冷ましは離乳食が始まる前の赤ちゃんに必ず飲ませなくてはならないものではありません。お風呂上がりでもミルクや母乳をあげれば水分補給はできます。与える場合は嫌がらないか様子を見つつ、授乳に響かないごく少量にしましょう。





特別児童扶養手当

問 子ども課・住民福祉課 ☎027-382-1111

■制度の目的…

精神又は身体に障害のある20歳未満の児童について、その児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

■対象の人…

一定の障害の状態にある20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人。

■所得制限…

受給者や扶養義務者の所得が一定の額を超えると、手当の支給が停止されます。

■申請手続き…

事前に窓口でご相談ください。申請手続きに必要なものは申請者ごとに異なります。事前相談で手続きに必要なものをご確認ください。

対象となる方、手当額、届出義務などの詳細については市ホームページをご覧ください。



「そろって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q 授乳は必ず3時間おきにするの？

A 母乳の場合は赤ちゃんが欲しがらるタイミングで

母乳は赤ちゃんの欲しがるときにあげましょう。授乳を繰り返すことで母乳が作り続けられることになり、徐々に赤ちゃんとの授乳のペースも安定してきます。育児用ミルクは商品に記載されている月齢に合わせた量などを参考にしてあげてください。

